

下関市お試し暮らし体験プログラム  
～利用手引き～

1 制度について

(1) 目的

下関市への移住を検討する方、市内での生活を体験できる住居を短期間提供するとともに、利用者へ、市への移住に向けた体験プログラムを行っていただくことにより、下関市をより理解してもらい移住の実現につなげていただくためのものです。

(2) 利用対象者

次の条件をすべて満たしている方

- ①下関市への移住を検討している者
- ②下関市外に居住している者

(3) 利用の範囲

- ①利用期間：1泊2日から4泊5日まで
- ②利用人数：1人から5人まで

※利用者の利用は、年度に1回とします。また、複数年にわたり本事業を実施する場合にも、年度に関わらず1回とします。

(4) 滞在施設

下関市内の簡易宿泊営業を行う施設で、2種類のうち、どちらかを選択していただきます。

- ・まちなか暮らし（旧下関市の旧市内地区）

『UZUハウス』

山口県下関市阿弥陀寺町7-8

- ・いなか暮らし（旧豊浦郡地区）

『下関市豊田農業公園 みのりの丘』

山口県下関市豊田町大字八道601-3

(5) お試し暮らし体験プログラム

利用者は、お試し暮らし体験プログラム利用中、下関市の移住窓口での移住相談及び体験プログラムを行うことを必須条件とします。

体験プログラムは、下関市をより理解してもらい移住の実現につなげてい

ただくための移住体験です。下関市の公共施設や生活に関する機関（病院・学校・スーパー等）、農業体験など、利用者のご要望をお伺いし、コーディネートします。

所要時間は、移住相談を除き、約半日ですが、行程上難しい場合は調整いたします。

体験プログラムは、一般財団法人 下関21世紀協会の職員が引率します。

## 2 申込み等

### (1) 仮予約

利用を希望する場合は、下記申込先へ、電話・FAX・E-mailにて仮予約を行って下さい。

### (2) 申込み

申込み仮予約後、下記申込先へ、以下の書類を郵送・FAX・E-mailで送付して下さい。

- ア. 「お試し暮らし体験プログラム利用申込書」
- イ. 「市外に在住していることがわかる身元証明書類」  
例) 免許証や住民票の写しなど

#### 《お問合せ・申込先》

〒750-0009

山口県下関市上田中町二丁目5番2号

一般財団法人 下関21世紀協会

TEL : 083-223-2001 FAX : 083-223-2277

E-mail : office@shimonoseki21c.jp

※「お試し暮らし体験プログラム利用申込書」及び「市外に在住していることがわかる身元証明書類」は、一般財団法人下関21世紀協会が受付後、下関市企画課へ確認のため送付します。

## 2 施設の利用について

### (1) 利用者の使用料

滞在施設の宿泊料は無料です。

これを除き、現地までの交通費、食費、洗濯に係る費用、衛生用品等は利用者ご本人の負担です。

(2) 利用中の注意事項

- ①利用者は、施設の利用について、各施設における規約に従うとともに、施設及び利用者自身の持ち物を善良に管理して下さい。
- ②火気の取り扱いに注意するとともに、施設内の備品、什器類を適切に取り扱って下さい。
- ③ごみは、決められたルールに従い廃棄して下さい。
- ④施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内又は施設周辺で発生した事故について、ご本人の責任とします。

(3) 利用終了後

- ①利用終了後は、『お試し暮らし体験利用報告書』と『お試し暮らしアンケート』にご回答いただきます。
- ②利用終了から一定期間経過した後、下関市への移住のご意向について、お手紙や電子メールなどでお尋ねさせていただきます。

以上